

様式第 1 号

審査基準整理票

処分名	産業廃棄物収集運搬業の許可		
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)	(条項) 第 14 条第 1 項	
基準法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則 (昭和 46 年厚生省令第 35 号)	(条項) 第 14 条第 5 項 第 10 条	
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課		
標準処理期間 (他機関等への照会等の 期間を除く。)	2 1 日	法定処理期間	
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>次の各号のいずれにも適合していること。</p> <p>(1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 10 条各号に定める基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>参考</p> <p>【根拠法令】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第 14 条第 1 項</p> <p>産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第 14 条の 3 の 3 まで、第 15 条の 4 の 2、第 15 条の 4 の 3 第 3 項及び第 15 条の 4 の 4 第 3 項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p>			

【基準法令】

第14条第5項

都道府県知事は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者
 - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
 - ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
 - ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
 - ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
 - ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第10条

法第14条第5項第1号（法第14条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 施設に係る基準
 - イ 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - ロ 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- 二 申請者の能力に係る基準
 - イ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - ロ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。